

## 第6章

# アジア通貨危機をめぐる国際組織の役割分担

### はじめに

アジア通貨危機など近年の国際金融における混乱に際しては、各種国際機関などが連携して適宜の対応をとることにより何とかパニック的状況を回避してきたが、関係主体が多岐にわたるため、「IMFが中心的な役割を果たしている」とか「米国の発言力が強いようだ」程度のことは理解できても、各々の役割や意思決定の仕組みなどについては、外からみて理解しやすいものではなかった。本章では、国際金融における混乱時に、どのような国際組織<sup>(1)</sup>が如何なる機能を果たすのかについて、とくにアジア危機を例にみていく。

以下、まず第1節では、各国際組織が果たしてきた機能を整理する。次に第2節では、各国際組織の機能について、簡単なモデルを用いた解釈を試みる。最後の第3節は、各国際組織の色合いの違いを横断的な見地からみるべく、個別の国際組織を概観した資料編である。第1節と第2節は「機能」面に着目している一方、第3節は「組織」の視点からみたものであり、読者はこうした縦軸（機能）・横軸（組織）を必要に応じて思い起こしつつ読み進んでいただきたい。

## 第1節 國際組織の対応の全体像

### 1. 基本的な構図

通貨危機など國際金融問題への國際組織の対応を理解しにくくしている一つの大きな背景として、發展途上國の資本規制に対して、國際的な統一見解が必ずしも形成されてこなかったことがある。すなわち、戰後の國際經濟の枠組みを構築するにあたり、「貿易の自由化は望ましいもの」という認識はコンセンサスとなり、途上國に対しても積極的に自由化が促進してきた。これに対し、資本取引の自由化については、見解の統一度合いは低かった。資本取引は規制を残しつつ漸進的に行う方がよいとの考えも根強く、國際的な合意が十分に形成されていたとは言いにくかった。このため、資本取引自由化を促進する使命・責任を負った強力な國際的枠組みが構築されるには至らず、IMFも基本路線としては自由化のスタンスをとりはしたもの、結局各國の裁量に委ねられる部分が大きかったのが実情である（高木 [1992]）。こうしたなか、先進国では資本自由化が積極的に進められてきたものの、發展途上國では長らく強い資本流入規制が設けられ、資本自由化が進まない時期が続いていた。1980年代になって、アジア諸国などの一部途上國が外資主導の成長戦略に方針を転換し、資本規制を積極的に緩和したわけであるが、その結果通貨危機が多発することとなったとの指摘が多くなされており、資本取引自由化問題の難しさを実証する形となっている。

また、さらに大きな背景として、「國際組織の対策は、あくまで當該國の國家主権を前提に行われる」ということがあげられる。國際組織側にとっていかに適切と思える対応策があったとしても、最終的に當該国が採用する政策は、當該国政府自身の意思決定が必要であり強制はできない。これは大きくいえば國際法、やや絞り込むと國際通貨法の領域に踏み込む問題である（Gold [1988], Mann [1992]）。こうした事態は、国家間にまたがる問題全般

に発生しうるものといえるが、今次アジア通貨危機でも、(IMFの考えが正しかとは別として)アジア諸国とIMFの意見が食い違うなど、こうした面が表れた。

資本規制に対する原則論のコンセンサスが確立されておらず、かつ対応に関しても最終的な強制力に欠ける状況で発生したアジア通貨危機への国際的な取り組みは、関係する国際組織が各々可能な範囲で行った対応のつぎはぎという面があった。とはいっても、そこに大まかな枠組みとして、IMFを中心としてその他の機関がさまざまな側面から補完するという構図は存在した。そして、その影響力の中心は、IMFに強い発言力をもつG 7であった。

このように通貨危機問題をめぐる国際的対応の中心に位置していたのはG 7との見方がひとまず可能だが、さらにいえばG 7やIMFに強い発言力をもつ米国の存在が大きい。例えば、米国にとってアジア危機以上に不利益が大きいブラジル危機では、新規融資枠の創設などの国際的対応が比較的迅速に進んだことなどからも米国の影響力の強さがうかがえる。資金支援の分野において、「基軸通貨国」としての米国の強さは顕著に表れるが、アジア危機でも、各国の為替がドルにリンクしていたこともあり米国の影響力の強さが目立つこととなった<sup>(2)</sup>。

## 2. 国際組織の果たす機能

ここでやや具体的にアジア通貨危機における各国際組織の役割をみると、まず通貨危機が発生した、ないし発生しつつある状況における、通貨防衛のための流動性供与があげられる(これは「事後的対応」といえる)。さらに、今後危機が起きないように予防する(ないし影響を抑制する)対応も数多くとられた(便宜上「事前の対応」と呼ぶ)。事前の対応について、アジア危機後の動きに即して整理すると、(1)新興国や国際資本の透明性・開放性の向上、(2)国際金融における監督・規制体制の整備、(3)新興国側のファンダメンタルズ改善への助言・支援、(4)IMFなど国際金融機関の改革、(5)新興国側の意

見集約、などがあげられる<sup>(3)</sup>。以下では、どのような国際組織がいかなる機能を果たしてきたかを、アジア通貨危機後の流れを踏まえ、みることとする。概略を述べておくと、資金供与機能については、IMFを中心とした世界銀行、その他地域開発金融機関、BISなどが補完的な役割を果たす一方、事前的措置については、ここでもIMFの役割は大きいものの、多岐にわたる関係機関が、得意分野などを勘案しつつ連携して対応するという体制になっている。

### (1) 流動性の供与

#### ①国際組織自身による供与

この分野では、IMFを中心的存在としたうえで、開発金融機関（世界銀行や地域開発機関）が補完的に資金供給するほか、中央銀行の協力組織であるBISがつなぎの超短期資金を供給する体制にある。また、これら先進国中心の支援体制に対し、地域内の組織としてEMEAP（東アジア・太平洋中央銀行役員会議）も短期介入資金を供給する。こうした役割分担の基本的背景としては、もともとの組織の使命（資金供与における融資期間の役割分担〈IMFと開発金融機関〉）<sup>(4)</sup>や、組織の性格（中央銀行からなるBISは短期流動性供与には迅速に対応しやすい反面、資金の長期固定は困難）などが指摘される。

#### ②他者の資金供与のアレンジ

国際組織自らが資金を供給するのではなく、他者の資金をアレンジするという貢献の仕方があり、アジア危機でもG7などが民間融資継続のアレンジを行った<sup>(5)</sup>。また、IMFの資金供与による効果として、民間部門の資金引き揚げへの抑制効果や、個別支援の呼び水効果がある。

### (2) 透明性・開放性の向上

通貨アタックを受ける側（新興国）、仕掛ける側（国際資本）のいずれについても、透明性・開放性が低かったために事態が深刻化したとの反省がある。すなわち、新興国のマクロ情報の提供が不十分（低い透明性）であり、新興国の政策・経済構造についても、外部からの関与が限られていた（低い開放

性)。一方の国際資本についても、十分に実態が把握されていなかった。こうした透明性・開放性の改善は、2段階に分けられる。第一ステップは透明性・開放性の内容の策定であり、次のステップはその実施である。また、通貨危機を経て、先進国と新興国、あるいは新興国同士の対話が進んでいるが、こうした動きは透明性・開放性向上に寄与している。

### ①内容の策定

大まかにいえば、マクロ政策分野ではIMFが、その他専門性の高い分野では関連機関が作業を進めるという体制にある。まず新興国のマクロ・データについて、IMFがマクロ情報開示基準<sup>(6)</sup>を策定する立場にある。また、新興国に対して、政策面・構造面で規範的原則を策定し、遵守を要請する流れにあるが、この分野においても、IMFがマクロ政策におけるコードを策定している。このほか、銀行監督・規制についてはバーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)が基本原則を策定しているほか、OECDもコーポレート・ガバナンス(企業統治)などへの提言を行うことになっている。また、会計基準については、バーゼル委や関連機関<sup>(7)</sup>が基準を設けることになった。このように、個別分野においては、各種機関が専門性にもとづき貢献してきている。

なお、国際資本移動の把握については、IMFが基本的な方策を検討することになった。また、従来から「ユーロ統計」作成などを通じて国際金融統計に実績のあるBISも、国際業務にかかる金融機関の透明性や情報基準を策定し、民間に採用を促すという形で関与することになった。

### ②実施

新興国のマクロ情勢については、IMFが関係機関(世銀、OECDなど)と協調して監視することとなっている。これは、もともとIMFが加盟国に対してもっている(IMF協定第4条にもとづく)サーベイランス機能を背景としている。さらに、得られたマクロ・データを、IMF・世銀が公表して透明性を向上させようという方向にある。また、その他専門的分野については、透明性基準を策定した機関が、対象国に助言する立場にある。もっとも、こうしたやり方の実効性に疑問をもつ向きも多く、何らかのペナルティー(基

準未達メンバーの公表など)が必要との声も強い。国際資本の監視については、G7主導のもと、関連組織をあげて対応する方向ながら、その具体的な運用は今後の課題である。

### ③情報・意見交換の場の提供

従来、新興国側が意見・情報を開示する場が十分に整備されていなかったが、この点についてはアジア危機以降急速に改善しており、多くの既存の国際組織ないし新たな枠組みが、その役割を担うようになっている。

### (3) 国際金融における監督・規制体制の整備

国際資本移動の「監視」からさらに踏み込み、監督・規制面でどのように監督当局間の協力体制を整備するかは、重要かつ困難な問題であり、G7が主導する形となっている。なお実際の作業面では、銀行監督を担当するバーゼル委員会(ないし事務局のBIS)や関連する国際組織(証券分野のIOSCOなど)が役割を担っている状況下、これらが適宜連携していく体制となっている。

### (4) 新興国のファンダメンタルズ改善への支援・助言

ここでいう「ファンダメンタルズ」は、経済・金融の基礎的条件やマクロ政策を意味する。短期的なマクロ政策への「助言」(かなりの強制力をともなう)については、周知のとおりIMFが中心的な役割を担っている。「助言」の内容が適切であったかは、第7章、第8章に譲るが、こうした分野の中心はIMFであり、これに世銀、ADBなど多くの機関が関わっている。また長期的な構造改革問題<sup>(8)</sup>は、世銀の果たす役割が大きい<sup>(9)</sup>ほか、これに協力する形で地域開発金融機関も貢献している。また、資本自由化に関する助言は主としてIMFが担っている。さらに、金融構造改革については、専門知識を生かしてOECDやBISが関与しているほか、その他さまざまな枠組み(例えばG22やEMEAPなど)でも、特定分野に関する作業部会などを通じて、先進国からの知的支援がなされてきている。

### (5) 国際金融機関（とくにIMF・世銀）の改革

当事者たるIMF・世銀は当然深く関与しており、IMF自身、透明性の向上などに努めているほか、組織問題に対して積極的に発言している。もっとも、組織の抜本的見直しについては、IMF自身というよりは、G7など主要先進国のマターといえる。国際金融システムの根幹をなす問題だけにG7が前面に出る形となっており、G7で合意されれば、事態は大きく前進すると考えられる。

### (6) 新興国側の意見集約・情報交換

アジア新興国側の意見の集約という面ではアジア域内を中心とした組織（APEC、ASEANなど）が大きな役割を担っている。

表1 通貨危機をめぐり各国際的枠組みが果たす機能

|                      | IMF | 世銀 | ADB | BIS | OEC<br>D | マニラ<br>会合 | G22 | APE<br>C | ASE<br>M | EME<br>AP | ASE<br>AN | SEA<br>CEN |
|----------------------|-----|----|-----|-----|----------|-----------|-----|----------|----------|-----------|-----------|------------|
| 流動性の供与               | ◎   | ○  | ○   | ○   |          |           |     |          |          | ○         |           |            |
| 透明性・開放性：<br>スキーム策定   | ○   |    |     | ○   | ○        |           |     |          |          |           |           |            |
| 透明性・開放性：<br>実現       | ○   | ○  | ○   | ○   |          | ○         |     |          | ○        |           |           |            |
| 透明性・開放性：<br>情報交換の場提供 | ○   | ○  | ○   | ○   |          | ○         | ○   | ○        | ○        | ○         |           |            |
| 監督・規制体制<br>の整備       | ○   |    |     | ○   |          |           |     |          |          |           |           |            |
| 政策・構造改革<br>支援        | ◎   | ◎  | ○   | ○   | ○        |           |     |          | ○        |           |           |            |
| 国際機関改革               | ○   | ○  |     |     |          |           |     |          |          |           |           |            |
| 地域の意見集約              |     |    | ○   |     |          | ○         |     | ○        | ○        | ○         | ○         | ○          |

(注) ◎はとくに主導的役割を与えられているもの。

## 第2節 國際組織の機能のモデル的解釈

以上整理してきた通貨危機に関する國際組織の役割については、近年研究が進んでいる通貨危機モデルを用いた解釈が可能である。本節では、(1)固定制下の通貨アタック（その1）：ファンダメンタルズ要因モデル、(2)固定制下の通貨アタック（その2）：自己実現モデル、(3)変動制における通貨バブル、の3ケースで考える。ここでは直感的な解釈を述べ、具体的な理論モデルは補論でやや詳しく説明する。このうち固定制での通貨アタック（とくに(2)のケース）については、第4章でも明快な説明がなされており、そちらも参照していただきたいが、本節では國際組織の対応に焦点を当てた考察を試みる。なおアジア通貨危機が、いかなる理論モデルに該当するかという問題自体、重要な研究対象だが、ここではその点には深く立ち入らず、あくまで國際組織の支援機能が簡単なモデルで表現しうることを示す。

### 1. 固定制下の通貨アタック（その1）：ファンダメンタルズ要因モデル

固定制採用国のファンダメンタルズに問題がある場合、固定制の維持が困難となり通貨危機発生の可能性があることを示したのがこのケースであるが（ファンダメンタルズにはマクロ生産関数などのほかマクロ政策を含む）、この可能性は直感的にも理解されよう。Krugman [1979] や Flood and Garber [1984] などによってモデル化され、「第1世代モデル」と呼ばれるものである。具体的には、マネーサプライをハイテンポで増加させると国内物価が上昇し、為替に切り下げ圧力がかかるため、固定制維持のためには外貨準備による外貨売り介入が必要となる。そして、外貨準備の枯渇が近づいた段階で通貨投機が発生し、変動制移行を余儀なくされるようなケースがあげられる。

このように、新興国側のファンダメンタルズ自体に問題がある場合の課題は、こうした問題を改善することである。こうした状況において、國際組織

が果たしうる役割は、先ほどの分類においては、「新興国のファンダメンタルズ改善への支援・助言」が相当する。さらに、「透明性・開放性の向上」や「地域の意見集約」により、ファンダメンタルズのどの部分が問題かについて、よりよい判断を行う基礎的材料が提供される。

## 2. 固定制下の通貨アタック（その2）：自己実現モデル

「ファンダメンタルズに問題がなくても通貨アタックは発生しうる」との問題意識を背景に、民間の通貨切り下げ期待が自己実現する状況を表したモデルが、Obstfeld [1994], [1996] などによって示された（「第2世代モデル」と呼ばれる）。モデルの例として、以下のようなものがある。新興国政府は、為替切り下げ政策について、(1)自国経済への影響（生産量の増大（フィリップス曲線を想定））と、(2)通貨政策への「信認」低下というコストの両者を比較して、意思決定している。この場合、生産面への大きな（負の）外生的ショックが発生すると、為替切り下げによる生産量増大のメリットが、後者の信認低下のデメリットを上回るため、切り下げに踏み切ることになる。ここで、そもそも自国経済への影響は、フィリップス曲線という民間の期待に依存したチャンネルである。これは、もし民間が通貨切り下げ（ないしインフレ）を予想していれば、生産増加に必要な実際のインフレ率は高水準となる、すなわち為替切り下げの可能性が高まることを意味している。

このケースにおいて、国際組織が果たしうる役割としては、まず切り下げ期待の沈静化があげられよう。具体的には、「流動性の供給」によって、当局（新興国政府や国際組織）側に通貨切り下げの意思がないことが示されようし、「国際金融における監督・規制体制の整備」が進めば、当局が民間の行動に介入することによる期待形成への影響の余地が生まれよう。また、ファンダメンタルズ要因モデルの場合と同様、「透明性・開放性の向上」や「新興国側の意見集約・情報交換」は、誤った期待形成の是正に寄与することもある。

### 3. 変動制における通貨バブル

変動制に移行すれば固定制放棄を狙った通貨投機はなくなるが、それでも、為替がファンダメンタルズから大幅に乖離して、当該国経済を攢乱するという事態は往々にして発生する。とくに新興国のように経済の規模や厚みが不十分な場合、大きなダメージを受けることになる。ここでは、こうしたファンダメンタルズから相場が乖離するケースとして「バブル」をとりあげ、通貨バブルに対して国際組織がいかなる役割を果たしうるかを考える。

バブルとは、資産価格の決定において、ある条件（当期と来期の価格関係）が満たされれば、価格がファンダメンタルズから乖離し、経済モデル全体とは整合的な形で乖離幅を次第に拡大させていく状態を指す（詳細は翁[1985]、河合[1994]などを参照）。しかし、こうした解は数学的には発散解であり、いずれ維持できなくなる。これがバブルの発生および崩壊である。バブルを引き起こすのは、数式上は、「バブル項」というバブルの「種」となる項目であるが、初期の段階でこのバブル項に相当する部分を何らかの政策により解消できれば、バブルの拡大を阻止できる。具体的には、例えば「流動性の供与」で強化された介入などにより、初期の段階でバブルをつぶすような対応が考えられる。

### 4. 透明性・開放性向上の重要性

以上、いくつかの状況において国際組織の果たしうる役割を解釈してきたが、実際にはそもそもの状況判断、例えば「ファンダメンタルズの問題による通貨投機か」（第1のケースに相当）、それとも「ファンダメンタルズに問題はなく、期待が自己実現的に投機を引き起こしているのか」（第2のケースに相当）などの状況判断がつきにくい場合が多い。実際には、いくつかの要因が同時に含まれていることもあろう。また、当事国と国際組織の間で判断

が食い違うことが多い。そうなると、処方箋に関する合意も得られにくくなる。こうしたなか、「透明性・開放性の向上」や「対話の場の提供」は、いずれのケースにおいても、こうした状況判断や対応策の選択、あるいは関係者間の意思統一に寄与すると考えられる。その意味で、アジア通貨危機後の国際組織の活動を通じた、透明性・開放性の向上は、こうした方向での成果をあげていると評価されよう。

### 第3節 國際組織ごとの状況

以下では、各国際組織の状況をみていくが<sup>(10)</sup>、ここでは説明の便宜上、国際組織を次のように大きく区分する。まず、先進国が強い影響力を及ぼすグループとして、(1)G 7, (2)IMF, (3)世界銀行, (4)アジア開発銀行, (5)BIS, (6)OECDを考える<sup>(11)</sup>。次に、先進国と新興国の対話の場としての、(7)マニラ会合, (8)APEC, (9)ASEMをみた後、アジア域内の組織として、(10)EMEAP, (11)ASEAN, (12)SEACENの順で説明する。

#### 1. G 7 (Group of 7)

日本、米国、ドイツ、イギリス、フランス、イタリア、カナダの7カ国からなる<sup>(12)</sup>。いわゆる国際機関ではないが、国際金融システム問題に対する影響力がきわめて大きいため、便宜上、最初に説明する。メンバー国の中の出資を通じて各種国際金融機関に対してきわめて大きな影響力をもっているほか、有事の際の資金負担能力も大きいため、G 7の合意事項は、国際的に格段の重みをもっている。いわば国際金融マターに関する意思決定の中核的存在といえる。アジア通貨危機でG 7がとってきた対応をみても、国際資本の監視体制構築、国際金融監督・規制体制の整備、IMF・世銀など国際金融機関の資金基盤強化・組織改革問題など、いずれもきわめて困難な問題であり、

表2 アジア通貨危機後のG7の主な会合

|             | 会合                    | 声明の主な内容  |
|-------------|-----------------------|--|
| 1997年<br>9月 | 蔵相・中銀総裁会議<br>(香港)     | —声明なし—   |
| 1998年<br>2月 | 蔵相・中銀総裁会議<br>(ロンドン)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際資本市場の監視と適切な情報開示を強化。</li> <li>・IMFの財政基盤強化が重要との認識で一致。</li> <li>・インドネシア支援において、G7が貿易信用を補完する。</li> </ul>  |
| 4月          | 蔵相・中銀総裁会議<br>(ワシントン)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・マニラ・グループやIMF暫定委で行われている作業を歓迎する。</li> <li>・行動の柱として、以下の5点を確認。<br/>           ①グローバル・マーケットの効率的な機能の促進、②透明性と情報開示の改善、③金融システムの強化、④国際社会の役割の評価、⑤民間セクターによる適切なバードン・シェアリングの促進         </li> </ul>   |
| 5月          | 蔵相会議・首脳会議<br>(バーミンガム) | —4月G7で確認された5点をさらに具体的に検討—   |
| 9月          | 蔵相・中銀総裁声明             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界経済のリスク・バランスが、インフレよりも需要減速に移った。</li> <li>・社会の最貧困層に対する危機の影響緩和の方策について検討することに合意。</li> <li>・国ごとの状況の違いにもかかわらず新興諸国全般から資金が引き揚げられている状況を懸念。IMF増資およびNAB創設を早急に実現することの緊急性に合意。</li> <li>・適切な条件下でGABが発動されることがありうることに留意。</li> </ul>                                   |
| 10月         | 蔵相・中銀総裁会議<br>(ワシントン)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・9月声明を確認。</li> <li>・IMF増資とNAB実現とともに、IMFを基礎として強化された緊急ファイナンス能力(新融資枠の創設)の可能性を探ることに合意。</li> <li>・世界経済の変化にIMFを適応させることの重要性に合意。これには、透明性の向上、適切な改革プログラムの策定、IMFの資源の有効活用が含まれる。</li> <li>・ドイツ連銀総裁に対し、関連団体と協議しつつ、国際的な金融規制・監督体制の協力・協調のためのアレンジメントを検討するよう要請。</li> </ul> |

| 会合          |                      | 声明の主な内容   |
|-------------|----------------------|---|
|             | 蔵相・中銀総裁声明<br>(会議はなし) | <ul style="list-style-type: none"> <li>必要ならばNAB, GAB発動を通じて、IMF資金の補完にコミットする。</li> <li>緊急短期クレジットラインを供与する強化されたIMF融資制度の創設に合意。</li> <li>世銀の新たな緊急融資制度を歓迎。</li> <li>国際金融分野の更なる透明性および開放性に合意。</li> <li>ヘッジファンドなどレバレッジの大きい国際的な金融機関の活動の影響を検討。</li> </ul> |
| 1999年<br>2月 | 蔵相・中銀総裁会議<br>(ポン)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>ヘッジファンドなどとの取引に内包されているリスクを軽減する方策についてのバーゼル委提言を支持。</li> <li>G7が金融安定化フォーラムを開催するイニシアティブをとるとの提案を歓迎。</li> </ul>   |

(出所) G7発表資料より作成。

G7が前面に出て直接イニシアティブをとることが多い。このように国際金融システムの根幹に関わる部分に、G7は深く関与している。

## 2. IMF (国際通貨基金: International Monetary Fund)

### (1) 組織の概要

IMFに関する詳しい分析は第7章を参照していただくとして、ここでは概略にとどめる。IMFは、1945年に、(1)当時の固定相場制を維持するための為替介入資金の供給、(2)経常収支の赤字を短期的にファイナンスするための融資、(3)国際通貨問題に関する協議の場の提供、などを目的として設立された国際機関である(99年3月末現在加盟国数182)。73年以降は、先進国の為替制度が変動相場制に移行し、対外赤字の解消が基本的に為替相場の変動によって調整されることになったことなどから、従来に比べ役割を低下させていたが、近年の相次ぐ通貨危機を経て、流動性供給機能をコアとした通貨危機における中心的役割を与えられ、久々に国際金融舞台の主役として脚光を

浴びた形となっている。なお、組織運営面では、先述のとおり米国の影響が大きい。

## (2) 通貨危機をめぐる役割

G7などの主要先進国と歩調を合わせつつ、通貨危機に絡む対応全般にわたって中核となってきた。まず通貨危機発生後の流動性供給の面では、他の国際機関に対し中心的な位置づけを与えられている。こうした位置づけは、1997年秋の一連の国際金融会議などを通じて、国際的に合意がなされた。IMFの資金を具体的にみると、通常の出資金を基にした従来の融資に加え、最近ではGAB<sup>(13)</sup>、NAB<sup>(14)</sup>、新規融資枠などを通じて従来以上に機動的な融資を行うことが可能となってきている。IMF自身が供給する資金に加え、関係国や民間資金への呼び水効果も考えると、資金動員力は国際機関随一である。

また、資金供与以外についても、ほとんどすべての分野において、何らかの形で関与している。具体的には、国際金融における透明性・開放性に関する企画・立案（SDDSやマクロ政策コード策定のほか、国際資本移動監視の方策検討など）やその実施（サーベイランスを通じた新興国のモニター、資本移動の監視、各種データの公表、新興国との意見・情報交換の場の提供など）において重要な役割を果たしている。また、世銀などと協力して構造改革にも深く関与している（とくに資本勘定自由化への助言はIMFの比較優位分野）。さらに、国際金融機関改革の問題については、まさに当事者である。

## 3. 世界銀行

### (1) 組織の概要

1945年にIMFとともに設立された<sup>(15)</sup>（99年3月末現在加盟国数181）。発足当初は戦後の世界経済復興と途上国の生産施設・資源開発を目的としていたが、復興進展にともない開発に重点を移すようになり、最近では途上国に対

するインフラ整備のための長期プロジェクト融資や知的支援を主な業務としてきた（財経詳報社 [1999]）。組織運営上は、やはり資金拠出額第1位の米国の影響が大きい。

## (2) 通貨危機をめぐる役割

流動性供与の面では、IMFをサポートする位置づけで資金供給を行う。本来開発金融機関としての長期プロジェクト融資が主たる使命であり、構造問題という長期的視点が強いこともあり、資金支援の際にはそうした構造改革をより重視する形で参加する。

予防的対応の面では、多くの分野で役割を果たしており、とくに構造改革分野での役割を期待されている。例えば倒産制度など社会制度的インフラ整備や、社会的に弱い層への影響を勘案した政策のあり方に関する原則策定などで役割を与えられた<sup>(16)</sup>。また、国際金融における透明性・開放性向上の分野でも、サーベイランスで一定の役割を果たすほか、得られたデータの一部公表、あるいは新興国と先進国の意見・情報交換の機会提供などにおいても、貢献を期待されている。なお、IMFと同様、国際金融機関の改革問題については、当事者として深く関わっており、世銀自身積極的に発言を行ってきた。

## 4. アジア開発銀行 (ADB: Asian Development Bank)

### (1) 組織の概要

1966年に、アジア・太平洋地域の開発援助を目的として設立された（99年3月末現在加盟国数57）。もともとは世界銀行と同様、開発金融のための国際機関として、インフラ整備のためのプロジェクト融資や技術援助の提供を主たる業務としてきたが、設立時に比べアジア域内の経済が発展したことなどを背景として、一段と広範な分野（具体的には、政策助言、金融市場の育成、地域協力の推進など）への関与を強めている。なお、ADBに対してはわが国

が出資比率1位であり、歴代総裁を輩出するなど強い影響力をもっている。

## (2) 通貨危機をめぐる役割

アジア通貨危機では、世界銀行同様、IMFの補完的位置づけで資金供与機能を果たしてきた。この機能は漸次強化されてきており、「新宮沢構想」の一環としてADBに拠出を申し入れていた「アジア通貨危機支援資金」を利用した融資も1999年4月から開始された。資金供与以外では、まず世銀・IMFなどと協力しつつ構造改革に関与している<sup>(17)</sup>。また、国際金融関連の透明性・開放性の向上にも貢献している。これには、IMFや世銀同様、サーベイラントスの実施、情報交換の場の提供などのほか、ASEAN加盟国の相互監視組織「経済モニタリング事務局」をアジア開銀本部に設けるという独自の貢献もある。

## 5. BIS (国際決済銀行: Bank for International Settlements) とバーゼル銀行監督委員会

### (1) 組織の概要

1930年設立の主要先進国を中心とした中央銀行からなる組織である。ドイツの賠償処理機関として発足したが、第2次大戦後は中央銀行間の各種協力の場としての役割を果たしてきた(99年3月末現在加盟国数73)。また、BISには、銀行監督の分野における国際協調の場であるバーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)の事務局という役割がある<sup>(18)</sup>。

BISは条約にもとづいて結成された組織ではなく、中央銀行が自由に意見交換する場としての「中央銀行のサロン」的色彩が強い。こうした事情もあって、BISは通貨危機における資金供与などにおいて必ずしも前面には出ないが、先進国の金融専門家集団が活発に議論できる場であることから、実質的にはかなり強い影響力をもっているといえる。なお、従来は欧米(とくに欧州)中心の組織であったが、最近は新興国メンバーを入れるなどグローバ

ル化を進めている（96年9月に加盟国として新興国9カ国の参加を発表）。

## （2）通貨危機をめぐる役割

BISの機能の一つとして、各国中央銀行などから預金を受け入れ、運用するという「銀行」機能があるが（日本銀行[1979]），通貨危機においては、IMFなどの国際機関が資金供与するまでの一時的なつなぎ融資である「ブリッジ・ローン」を提供する点が特徴的である。IMF融資などは実行までに時間がかかりがちであるのに対し、BISのブリッジ・ローンはかなり機動的に実施できるため、融資の隙間を埋める役割を果たしている。

金融の専門機関として、予防的対応面でも重要な役割を果たしてきた。まず、透明性・開放性の向上に関しては、企画・立案 ((1)先進国銀行の対外融資水準に関するデータ収集および公表の改善, (2)バーゼル委による金融監督・規制の基本原則策定, (3)他の関係機関と協力したバーゼル委による会計基準策定など) で貢献してきた。また、これらの実施に際しての役割も大きい（新興国経済・国際資本のモニターや、新興国と先進国との意見・情報交換の機会提供など）。このほか、国際金融監督体制の整備について、G7から委託され検討を進めてきたほか、新興国の金融インフラ整備支援 ((1)金融監督ノウハウの伝授, (2)アジア証券決済機構〈AsiaClear〉への側面支援など) などにも前向きである。

## 6. OECD（経済協力開発機構: Organization for Economic Cooperation and Development)

### （1）組織の概要

戦後の歐州復興を目的とした援助プログラム「マーシャル・プラン」の受け入れ機関としてのOEEC (Organization of European Economic Cooperation) を母体として、1960年に発足し（99年3月末現在加盟国数29），現在では、先進国がマクロ的視点に立って大所高所から世界経済全般について議論

するための国際機関となっている。さまざまな意見交換や議論を行う場の色彩が濃いことから、「先進国クラブ」とも呼ばれる。毎年サミット直前に開かれる閣僚理事会の共同宣言がサミット経済宣言の下地になるなど、政策発信面では存在感がある。OECDは、金融だけでなく広範な経済領域を対象としている。なお、その組織の生い立ちや本部の所在（パリ）などから、欧州の影響が強い。

## (2) 通貨危機をめぐる役割

資金供与機能がないことに加え、アドバイザー機能についてもIMFなどに隠れ、アジア通貨危機では存在感が薄かったのが実情である。もっとも、予防的対応の分野では一定の役割を果たしてきており、例えば透明性・開放性向上については、コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインの策定において主導的役割をとることがG7などでも確認された。また、加盟国に対してかなり強い監視機能を有しており、とくに韓国（1996年加盟）の危機においてはそうした役割も果たした。もともと、経済・金融分野におけるOECDの情報ストックは膨大であるため、知的支援分野での潜在的な貢献可能性は大きいといえる。

## 7. マニラ会合

### (1) 概要

アジア通貨危機を受けた1997年8月のタイ支援国会合において、日本やASEAN諸国との間で、アジア域内に常設基金を創設しようという「アジア通貨基金構想」の気運が高まった。その後こうした地域内基金はIMFの補完的役割にとどめるべきという国際的な合意がなされたが、同構想の基本精神を受け継いで結成されたといわれるものがマニラ会合である。97年11月にアジア地域を中心とした14カ国の蔵相・中銀総裁代理クラスの第1回会合<sup>(19)</sup>がもたれ、「マニラ合意」、すなわち、(1)IMFのサーベイランスを補完する域

表3 アジア関連の国際的枠組みにおける参加国（1999年3月末時点）

|             | マニラ会合<br>(14カ国) | APEC<br>(18カ国)       | ASEM<br>(27カ国)          | EMEAP<br>(11カ国) | ASEAN<br>(10カ国)   | SEACEN<br>(10カ国)   |
|-------------|-----------------|----------------------|-------------------------|-----------------|-------------------|--------------------|
| 中 国         | ○               | ○                    | ○                       | ○               |                   |                    |
| 香 港         | ○               | ○                    |                         | ○               |                   |                    |
| イ ン ド ネ シ ア | ○               | ○                    | ○                       | ○               | ○                 | ○                  |
| 韓 国         | ○               | ○                    | ○                       | ○               |                   | ○                  |
| マ レ ー シ ア   | ○               | ○                    | ○                       | ○               | ○                 | ○                  |
| フィリピン       | ○               | ○                    | ○                       | ○               | ○                 | ○                  |
| シンガポール      | ○               | ○                    | ○                       | ○               | ○                 | ○                  |
| タ イ         | ○               | ○                    | ○                       | ○               | ○                 | ○                  |
| 台 湾         |                 | ○                    |                         |                 |                   | ○                  |
| 日 本         | ○               | ○                    | ○                       | ○               |                   |                    |
| オーストラリア     | ○               | ○                    |                         |                 |                   |                    |
| ニュージーランド    | ○               | ○                    |                         | ○               |                   |                    |
| ブルネイ        | ○               | ○                    | ○                       |                 | ○                 |                    |
| 米 国         | ○               | ○                    |                         |                 |                   |                    |
| カ ナ ダ       | ○               | ○                    |                         |                 |                   |                    |
| そ の 他       |                 | チリ, メキシコ, パプア・ニューギニア | ラオス, ミャンマー, カンボジア, EU諸国 |                 | ラオス, ミャンマー, カンボジア | ミャンマー, ネパール, スリランカ |

内サーベイランスの実施、(2)各国金融部門の監督強化のための技術的協力を国際金融機関に要請すること、(3)通貨危機へのIMFの対応能力強化を要請すること、などが合意された。

## (2) 通貨危機をめぐる役割

創設目的でもある新興国と先進国の意見・情報交換機能を果たしているほか、域内サーベイランス機能を有するなど、参加新興国の透明性・開放性向上への寄与を図っている。また、アジア諸国のウエイトが高いこともあって、アジア域内の意見集約の場としての役割も負っている。これらのうち、とく

に意見集約機能については、アジア通貨基金（AMF）構想をめぐるやりとりが注目される。AMF構想自体は米国の反対などから消滅したが、98年半ば以降のブラジル通貨危機などを背景に米国が容認スタンスに転じたこともあって、新型の基金構想である「新宮沢構想」が実現した。

## 8. APEC（アジア・太平洋経済協力会議: Asia Pacific Economic Cooperation）

### （1）組織の概要

1989年に、オーストラリアのホーク首相の提唱により、アジア・太平洋域内の貿易・投資自由化の促進とともに、域内マクロ経済・金融市場の安定確保などを目的とした緩やかな集まりとして結成された（99年3月末現在加盟国数18）。当初は、高成長にあったアジア諸国と米国やオーストラリアなどの対話の場という色彩が強かったが、蔵相会議<sup>(20)</sup>などを通じて、アジア通貨危機以前からすでに通貨問題への関与を深める方向にあった（近藤[1996]）。

### （2）通貨危機をめぐる役割

通貨危機の当事国（アジア、ラテンアメリカ諸国）が多いこともあって、先進国や国際機関に新興国側の声を伝える役割が近年目立っている。米国なども参加しているため、強硬な内容にはなりにくいものの、IMFに各国の実情（社会情勢など）を考慮した「柔軟な」対応を求めるなど、被支援側の意見も取り込んでいる点は、特色といえる。さらに、域内の金融経済の相互監視で連携を強めていく方針を確認したほか、域内資本市場発展への協調促進や、IMFと協力しての短期資本フロー監視の方策検討などを表明（98年11月の首脳宣言）するなど、先進国に歩調を合わせた面でも一定の補完的な役割を担いつつある<sup>(21)</sup>。

## 9. ASEM（アジア欧州会議: Asia-Europe Meeting）

### (1) 組織の概要

アジア諸国と米州間の対話の場であるAPECに対し、高成長を続けるアジア諸国との直接協議の場をもちたいという欧州側の意向を受ける形で、1996年に結成された。アジア関連ビジネスの欧州への呼び込みという当初の目的とはやや異なり、結成後間もなくアジア通貨危機が生じたことから、国際金融問題を論じるウエイトが高くなった。

### (2) 通貨危機をめぐる役割

もともとアジアと欧州のつながりは比較的希薄であるなか、ASEMがアジア通貨危機において果たしてきた役割については、相当限定的である<sup>(22)</sup>。もっとも、今後を展望すると、通貨危機関連で日欧の思惑が一致する分野において、米国に対する圧力形成という面で今後重みを増していく可能性もある。実際、1998年1月のASEM蔵相会合においては、IMFの役割強化、とりわけ暫定委の強化・再編を要望したほか、短期資本移動に関する見解を表明した。

## 10. EMEAP（東アジア・太平洋中央銀行役員会議: Executives' Meeting of East Asia-Pacific Central Banks）

### (1) 組織の概要

1991年に、東アジア・オセアニア地域の中央銀行間の意見や情報を交換する非公式な会合として発足した。96年以降は、従来の役員クラスの会合に加え、総裁会議や作業部会などが設置されるようになり、同地域の金融経済面での相互依存関係の強まりに歩調を合わせる形で、参加メンバー間の関係は緊密化している。なお、参加メンバーのオーストラリア中央銀行のフレーザ

ー総裁（当時）が、Fraser [1995]において、EMEAPをベースとした「アジア版BIS構想」を表明するなど、ジャーナリストイックにも注目されることが多い。

## (2) 通貨危機をめぐる役割

域内でも比較的経済が発展している国がメンバーという同質性から意見を集約しやすいと同時に、日本を含んでいるため先進国とアジア諸国のパイプ機能を果たしやすいことなどから、通貨危機問題においても、参加国から先進国への意見表明などの面で一定の役割を担ってきた<sup>(23)</sup>。例えば、第2回総裁会議でNABの早期発効を要請したほか、第3回総裁会議での「資本勘定の自由化は秩序だって、かつ適切な順序に則って進めるべき」との合意などがあり、国際金融界への踏み込んだ発信を続けてきた。

金融インフラ整備の分野でも、作業部会<sup>(24)</sup>を通じて一定の貢献を行ってきている。なお資金供給面では、限定的な位置づけながら、アジア通貨危機前から機能をもちつつあり、例えば、米国債レポ取極<sup>(25)</sup>も基本的にEMEAPをベースとするものであるほか、第3回総裁会議で円流動性供給ファシリティー（日本国債レポ取極）<sup>(26)</sup>を打ち出している。

## 11. ASEAN（東南アジア諸国連合: Association of South-East Asian Nations）

### (1) 組織の概要

東南アジア諸国をメンバーとして、当時発展途上段階にあった同地域において広範な経済・社会分野での協力を進める目的で、1967年に設立された。金融を含む経済的側面だけでなく、政治的側面も色濃くもっている。通貨危機問題などの国際金融分野との関わりでいえば、蔵相会議が主たる役割を担っている。

## (2) 通貨危機をめぐる役割

通貨危機前後においては、通貨アタックを受ける側のみで構成される ASEANがとりえた対策は限定され、域内の意見を集約して国際的に表明することなどが主な役割であった。もっとも、最近では、危機防止のための相互監視網作りなどでADBと協力しつつ作業を進めているほか、域内通貨の利用促進に向け、2国間で対象品目や決済通貨を規定した協定締結を進めるなど、自衛的な施策を積極的に進めている<sup>(27)</sup>。

### 12. SEACEN（東南アジア中央銀行総裁会議: South-East Asian Central Banks）

1966年に東南アジア5カ国の中央銀行総裁会議として発足して以降参加メンバーを増やし、99年3月現在で10カ国が加盟している（日本は非参加）<sup>(28)</sup>。研修などが主な機能であるほか、参加メンバーとして日本、中国などのアジアの大団を含んでいない一方で発展段階の低いメンバー（ミャンマー、ネパール、スリランカ）を含んでいることなどから、意見集約や対応を行う場としての実効性や国際金融界への影響力には欠ける。あくまで限られた分野での活動にとどまっており、98年2月中旬にアジア域内通貨を用いた貿易決済の検討につき合意し、同2月末に専門の検討会を開催した程度である。

## むすび

以上みたように、アジア通貨危機においては、さまざまな国際的枠組みがいくつもの役割を担ってきたが、一連の事態を経て、各々の国際組織は通貨危機における役割分担を次第に明確にしてきているように思われる。またその役割の内容も、より深く、より具体的なものとなってきている。すでに、

新興国と先進国の対話の場の設定や、監督体制の整備などにおいて一定の成果があがっているほか、今後成果が期待できる分野も多く、アジア危機の教訓は、現在可能な範囲でかなり活かされつつあるといえる。しかし、「新興国の資本規制をどう考えるか」とか「IMFの使命をどう定義していくか」、あるいは「国際マネーフローにどう対処していくか」など、根本的部分に関する議論は、実のところ本質的な部分では決着していない。「グローバル資本主義」なる用語が多用されているように、引き続きグローバル・マネーの奔流に各国経済が攪乱されるリスクが潜在的に存在するなか、各種の具体的施策が実現してくるにつれて、今後、根本的な議論に焦点が当てられていくことになろう。これらは多分にイデオロギックな要素を含むため、議論の決着は困難であろうが、われわれとしてもこうした問題を真剣に考えておく必要がある。

なお、IMFへの出資第2位、アジア開銀への出資第1位という事実を思い起こすまでもなく、わが国は国際金融界で発言力行使して然るべき立場にあると同時に、先進国・新興国の対話の場にも数多く参加している。すなわち、主導的役割を果たすルートはすでに十分に存在する。それでもなおアジアにおけるリーダーシップが不十分との印象があるのは、活動の舞台がないのではなく、対応の仕方に改善の余地があるからといえる。アジア諸国との関係に対する基本スタンスや具体的アイディア・実行力の欠如といったそもそもその要因はもちろんあろうが、各国际組織を横断した統一的な視点が希薄な点も背景にあるように思われる。これは、実際の担当が政府部内の複数省庁・部署に分散していることなどに起因するのであろうが、これだけ多くのチャンネルをもち、各々において一定の国際貢献を続けている状況下、全体をアレンジするだけでも効果は小さくならう。

## 補論 モデルのフレームおよび国際組織による対応の解釈

### 1. ファンダメンタルズ要因モデル

このモデルの代表であるFlood and Garber [1984]について、中村[1996]、小川[1998]を参考に、概略をみる。

$$M(t)/P(t) = K \cdot e^{-\alpha i(t)} \quad \dots \dots (1)$$

$$M(t) = R(t) + D(t) \quad \dots \dots (2)$$

$$i(t) = i^A(t) + \Delta S(t)/S(t) \quad \dots \dots (3)$$

$$P(t) = P^A(t) \cdot S(t) \quad \dots \dots (4)$$

$$\Delta D(t)/D(t) = \beta \quad \dots \dots (5)$$

$M(t)$  :  $t$ 期のマネーサプライ、 $P$  : 自国の物価水準、 $i$  : 自国の金利水準、 $R$  : 外貨準備高、 $D$  : 国内信用残高、 $S$  : 為替相場、 $K$ と $\alpha$ と $\beta$  : 定数、 $A$ は海外、 $\Delta$ は当該期の変化分を表す。

ここで、式(1)は貨幣市場の均衡式、式(2)は通貨供給量の定義式、式(3)は金利の均衡条件（「小国の仮定」をおき海外金利は所与）、式(4)は購買力平価条件（同様に小国の仮定）、式(5)は国内信用の成長率に関する仮定を表している。

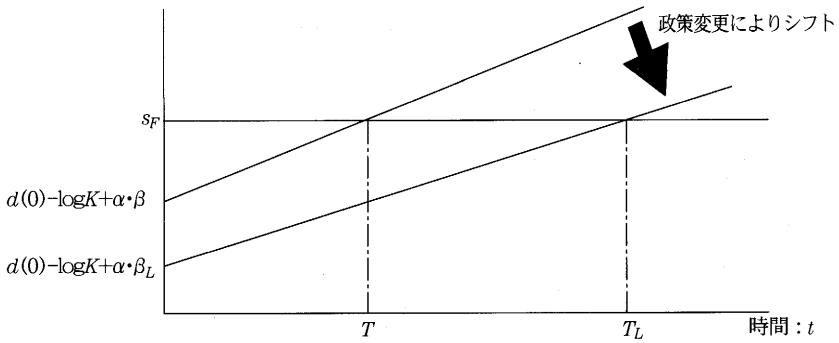
海外物価を1に正規化し海外金利をゼロとすると、「外貨準備がないため介入できない」（=変動制を想定）場合の「シャドー為替レート（ $S^s$ ）」は以下のようになる（変数を小文字にしたものは対数）。

$$s^s(t) = d(t) - \log K + \alpha \cdot \beta$$

シャドー為替レートが固定相場（ $S_F$ ）に到達すると投機が生じ、その後は変動制に移行する。というのも、シャドー・レートが固定レートに達していなければ、固定制を放棄させても為替差益が生じないため図1のT時点までは投機を行なうインセンティブがないが、T以降は変動制移行による為替差益が発生するからである（Tに達した瞬間に投機が発生）。

ここで、国際組織の助言により国内信用の増加テンポが $\beta$ から $\beta_L$ に引き下

図1 國際組織の介入によるマクロ政策変更の効果  
為替相場水準 :  $s$



(出所) 筆者作成。

げられると、通貨投機のタイミングが  $T$  から  $T_L$  に遅のことになる。さらに  $T_L$  以前に通貨切り下げを助言し実現できれば、そもそも通貨投機自体が発生しなくなる（図1参照）。

## 2. 自己実現モデル

Obstfeld [1996]について、小川 [1998]にもとづき概観する。ファンダメンタルズ要因モデルと同様に購買力平価条件を仮定し、さらに国内生産に関して式(7)のようにフィリップス曲線の存在を仮定する。また、将来の価格水準にもとづいた賃金決定ルールとして式(8)をおく。

$$p(t) = s(t) \quad \dots \dots \dots (6)$$

$$y(t) = \gamma [p(t) - w(t)] - u(t) \quad \dots \dots \dots (7)$$

$$w(t) = E_{t-1} [s(t)] \quad \dots \dots \dots (8)$$

ここで、 $y$ ：国内生産量（対数値とし自然失業率でゼロに正規化）、 $w$ ：名目賃金（対数）、 $u$ ：ランダムな生産ショック（平均ゼロ、系列的に独立と仮定）である。

またこのモデルの特徴であるが、当該国政府は以下の損失関数を最小化する

よう為替システムを運営する。

$$L(t) = (\theta/2) \cdot [s(t) - s(t-1)]^2 + (1/2) [y(t) - y_n]^2 + C \cdot Z \quad \dots \dots (9)$$

ここで、 $\theta$ ：生産に対する為替変化率への政策目標の相対的ウエイト、  
 $y_n$ ：目標生産量、 $C$ ：固定制放棄に要する一定のコスト、 $Z$ ：固定制維持の場合0、放棄の場合1をとる変数である。

民間の予想為替変化率に関して、 $\Delta s^e(t) = w(t) - s(t-1) = E_{t-1} [s(t)] - s(t-1) = E_{t-1} [p(t)] - p(t-1)$  となることを考慮すると、固定制維持の場合の損失 ( $L^F(t)$ ) は、以下のようにになる。

$$L^F(t) = (1/2) \cdot [u(t) + \gamma \cdot \Delta s^e(t) + y_n]^2 \quad \dots \dots (10)$$

また、固定制を放棄する場合の損失関数 ( $L^M(t)$ ) において、ラグランジュ乗数法を用いて最適な為替水準を求め、最小化された損失水準を求めるとき式のようになる。

$$L^M(t) = [\theta / (2\gamma^2 + 2\theta)] \cdot [u(t) + \gamma \cdot \Delta s^e(t) + y_n]^2 + C \quad \dots \dots (11)$$

当該国政府は、式(10)と式(11)を比較して、損失の小さい政策を選択することになる。両式を用いて、通貨切り下げの条件を求めるとき

$$u(t) > \gamma^{-1} \cdot [2C(\gamma^2 + \theta)]^{1/2} - \gamma \cdot \Delta s^e(t) - y_n \quad \dots \dots (12)$$

となる。ここで重要なのは、この判断ライン ( $u^H(t)$  とおく) が民間期待  $s^e(t)$  に負っている点である。 $u^H(t)$  を  $\Delta s^e(t)$  で微分すると  $-\gamma$  となり、民間の予想為替変化率 (ないし予想インフレ率) が高まれば、為替切り下げを引き起こす生産ショックの水準は低下する、すなわち変動制移行の可能性が高まることが分かる (=通貨危機が自己実現しやすくなる)。

国際組織がマクロ政策に介入し、目標生産量  $y_n$  を引き下げさせたとすると、式(12)における  $u^H(t)$  は上昇し ( $d u^H / dy_n = -1$ )、通貨危機の可能性は低下する。これは、「新興国のマクロ政策への助言・支援」の1ケースをこのモデルで解釈したものである。また、「流動性供与」や「国際金融の監督・規制体制整備」などの各種支援が民間の期待に影響を与えられれば、通貨危機の可能性を低下させられるようになる。これは式(12)でいえば、 $s^e(t)$  を低下

させることにより  $u^H(t)$  を高める（通貨投機の可能性は低下）効果に相当する。

### 3. 変動制における通貨バブル

経済全体の構造と整合的に発生する「合理的バブル」と呼ばれる現象を、河合 [1994] を参考にして示す。まず通貨需給の均衡式、購買力平価条件、金利均衡条件を仮定する。

$$M(t)/P(t) = K \cdot e^{\alpha i(t)} \quad \dots \dots \dots (13)$$

$$P(t) = S(t) \quad \dots \dots \dots (14)$$

$$i(t) = \Delta S(t)/S(t) \quad \dots \dots \dots (15)$$

この三つの式を用いて  $s(t)$  について解くと、

$$s(t) = \alpha \cdot (\alpha + 1)^{-1} \cdot E_t [s(t+1)] + (\alpha + 1)^{-1} \cdot v(t),$$

$$v(t) = m(t) - \log K$$

この確率差分方程式を、  $s(t)$  に関して 1 期ずつ先の値を代入して解くと、次式が得られる。

$$s(t) = (\alpha + 1)^{-1} \cdot \sum_{j=0}^{\infty} [E_t(v(t+j))] + x(t),$$

$$x(t) = \alpha \cdot (\alpha + 1)^{-1} \cdot E_t [x(t+1)]$$

右辺第 1 項はファンダメンタルズ・レートと呼ばれ、一意に定まる。問題はバブル項と呼ばれる第 2 項である。 $\alpha \cdot (\alpha + 1)^{-1}$  の絶対値は 1 より小さいためこの値は発散し、また無数に存在する。こうした発散値はいずれ消滅するが、確率的にバブル項が発生するようなモデルなどを想定すると、バブルは再発生する。なお、ここでの一つのポイントは、式(13)～(15)という基本的な想定において、合理的な存在としてバブル項が存在する点である。

実際の為替市場においても相場がバブル的に推移する局面は多く、新興国が変動制に移行しても、ファンダメンタルズから乖離した為替レートが続き、国内経済に悪影響を及ぼす可能性がある。こうした場合、国際組織の支援によりバブル項が大きくなる前に、市場介入などによりバブルを解消できる可

能性があるほか、(乱用は望ましくないが)「国際金融の監督・規制体制の整備」が進めば、民間金融部門の行動に直接介入する余地も生じる。

[注] \_\_\_\_\_

- (1) アジア通貨危機では、地域内協力を含め、複数国が協力する枠組みが多数関与した。これらには条約にもとづいていないという意味で、「国際機関」あるいは「国際組織」の定義に含まれないもの（例えばAPEC、BISなど）もあつたが、本章ではそれらも含めて、便宜上「国際組織」と呼ぶことにする。
- (2) 国際金融ルールの構築などでは、必ずしも米国の発言権ばかりが突出しているわけではなく欧州勢の存在も大きい。G7において欧州は4カ国を占めており、数のうえでも影響力を確保している。
- (3) 予防的対応にあげたなかにも、実際は事後的に採用されるものもあるが、便宜上こうした2分法を行う。
- (4) 現実には、近年のIMFや世銀などの融資は、必ずしも厳密に役割分担されていなかった面がある。
- (5) もっとも、民間資金のコミットを維持させるための本格的なスキーム策定は、決められた制度がない分野であり、G7などが民間金融機関などと個別に直接議論、交渉するケースバイケースの対応となる。
- (6) SDDS（特別データ公表基準：Special Data Dissemination Standard）を指す。1994年12月のメキシコ危機発生の背景として投資家側の情報不足が指摘されたことに対応する形で、IMF加盟国を対象にデータ公表基準が策定されたが、とくに国際市場で資金調達している国を対象としたものがSDDSである。
- (7) 具体的には、IASC（国際会計基準委員会）、IOSCO（証券監督者国際機構）、IAIS（保険監督者国際機構）など。
- (8) 構造改革問題はやや曖昧な分野である。というのも、通貨危機発生前の事前の対応、および発生後の事後の対応の双方に関わる分野である。
- (9) G7（1998年10月末）は、世銀に対し「IMFや他の国際開発機関と協力しつつ、有効な倒産および債権者・債務者制度を確立すること」を要請した。また、「社会の最も脆弱なグループに与える影響を勘案し、他の関係機関と協議しつつ、望ましい社会政策のあり方に関する原則を策定すること」でも世銀に中心的役割が与えられたが、これも新興国の構造問題への配慮を世銀に期待したものである。
- (10) ここではあくまでアジア通貨危機におけるケーススタディを主眼としており、必ずしも各国際組織本来の使命を定義するものではない（実際の国際組織の活動もどこまで「本来」の使命か不透明なケースが多い）。

- (11) アジア開銀は地域色も強いが、①最大出資国の日本の影響が強い、②業務の基本方針などで世銀の影響を強く受ける点などを勘案し、このグループに分類する。
- (12) G 7 にも、首脳を集めたもの、蔵相と中央銀行総裁からなるもの、それらの代理級からなるものなどいくつかあり、扱うマターや重要度に応じてグレーピングが異なる。なおメンバー国に関しては、イタリア、カナダを除いたG 5など、より少ないメンバーからなるものや、逆にメンバーを拡大した集まりとして、G10 (G 7 +スイス、スウェーデンなどを加えた11カ国) や、通貨危機後に新興国と先進国の対話の場として米国主導で設けられたG22などがある。またG 7 は、国際金融問題に関わる活動がとりあげられることが多いが、その他のマクロ経済問題（税制、雇用問題など）を扱うこともある。
- (13) 一般借入取極 (General Arrangement to Borrow)。1962年に、先進10カ国がIMFの資金基盤強化のためIMFと結んだ取極を指す。10カ国のどれかがIMFに借入を申し込んだ際に資金が不足していれば、10カ国との他の国々が資金を供給するというのが当初の内容であったが、83年から10カ国以外にもGABが使えるようになった。
- (14) 新規借入取極 (New Arrangement to Borrow)。1994年末以降のメキシコ危機を受けて設けられたIMFとの間の緊急資金供給取極のこと。GAB加盟国のはか香港、シンガポールなど新興国も参加している。
- (15) 世界銀行は、関連する5機関からなる世界銀行グループの中核機関である。
- (16) こうした貢献の一環として、アジア開発銀行と、アジア危機に関するセミナーを共催（1998年3月）するなど知的支援にも前向きである。
- (17) 1997年度年次報告書においても「アジア通貨危機を克服するためにも、加盟国に対するADBの技術援助が今後一段と重要な」との見方を示している。
- (18) バーゼル委は、中銀だけでなく各国銀行監督当局を含む本来BISとは異なる組織だが、各国中銀は多かれ少なかれ銀行監督に携わっており、BIS自身にあっても重要かつ土地勘のある領域のため、BISとバーゼル委はきわめて緊密な関係にある。こうした状況に鑑み、本章では両者を一体とみなす。
- (19) その後も年2回のペースで、蔵相・中銀総裁代理クラスからなる会合を開催している。
- (20) APEC蔵相会議は1994年創設で、98年で5回目を数えた。18カ国・地域に加え、11月にはAPEC加盟予定のベトナム、ペルー、ロシアの3カ国がオブザーバーの立場で参加した。
- (21) この他銀行監督者などのトレーニングなどでも施策を講じており、具体的な内容については、経済企画庁 [1998] に詳しい。
- (22) 欧州側が提案し、当初はアジア側の期待を盛り上げたトラストファンド構想についても、資金規模や機能の面で大きな役割を期待できないとの見方が一

一般的である。

- (23) EMEAPは、先進国と新興国からなる組織という面と、アジア域内組織の両側面をもつ。
- (24) ①金融市場、②決済システム、③銀行監督、のそれぞれについて部会が設けられている。
- (25) 外貨準備として保有している米国債を担保に、他の中銀から米ドル流動性を短期的に融通してもらう取極。EMEAPメンバー間で1995年11月以降順次締結され、日本も96年4月に参加を表明。
- (26) 米国債レポ取極同様、外準における日本国債を担保に他中銀から円資金を短期融通してもらう取極。
- (27) このほか、域内への共通通貨導入という構想（ASEAN通貨構想）もあるが、これについては実現は困難との見方が大勢である。
- (28) マレーシア中銀が、事務局用の施設を提供するなど影響力が大きい。また、台湾が参加していることも特徴である（中国は不参加）。

### 〔参考文献〕

- 大石一郎 [1998] 「IMF」(『ファイナンス』<大蔵省広報誌> 3月号)。
- 大野健一・大野泉 [1993] 『IMFと世界銀行』日本評論社。
- 小川英治 [1998] 『国際通貨システムの安定性』東洋経済新報社。
- 翁邦雄 [1985] 『期待と投機の経済分析』東洋経済新報社。
- 小野尚 [1998] 「ADB」(『ファイナンス』4月号)。
- 神田真人 [1998] 「世界銀行グループ」(『ファイナンス』1月号)。
- 河合正弘 [1994] 『国際金融論』東京大学出版会。
- 経済企画庁 [1998] 『1998APEC経済展望』大蔵省印刷局。
- 近藤健彦 [1996] 『国際通貨とAPEC』大蔵省印刷局。
- 財経詳報社編 [1999] 『図説国際金融』財経詳報社。
- 白鳥正喜 [1993] 『世界銀行グループ』国際開発ジャーナル社。
- 高木信二 [1992] 「国際通貨体制 I：IMFと国際通貨制度」(『国際金融の現状』有斐閣)。
- 中村亨 [1996] 「通貨危機の理論・実証研究の展開」(『松阪政経研究』第15巻第1号)。
- 日本銀行 [1979] 「国際決済銀行と日本銀行」(贋写版、東京銀行協会銀行図書館所蔵)。
- 堀本善雄 [1998] 「日本と世界銀行グループ」(『ファイナンス』10月号)。
- 安居孝啓 [1998] 「OECDから見た日本」(『ファイナンス』5月号)。

- Flood, R.P. and P.M.Garber [1984], "Collapsing Exchange-rate Regimes: Some Linear Examples," *Journal of International Economics*, Vol. 17, No. 1/2.
- Fraser, B. [1995], "Central Bank Co-operation in the Asian Region," Talk to 24th Conference of Economics at Adelaide.
- Gold, J. [1988], *Exchange Rates in International Law and Organization*, American Bar Assotiation.
- Krugman, P.R. [1979], "A Model of Balance-of-payments Crises," *Journal of Money, Credit, and Banking*, Vol. 12, No. 3.
- Mann, F.A. [1992] *The Legal Aspect of Money*, 5ed., Clarendon Press.
- Obstfeld, M. [1994], "The Logic of Currency Crises," *Banque de France Cahiers Economiques et Monétaires*, No. 43.
- Obstfeld, M. [1996], "Models of Currency Crises with Self-fulfilling Features," *European Economic Review*, Vol. 40, No. 3-5.